

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 3 号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第17条の2 [略]</p> <p>2 高等学校に、前項の職員のほか、教頭（学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条において準用する同法第37条第7項及び第8項の職務（同条第7項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。）を行う者をいう。）、主任指導教諭（同法第62条において準用する同法第37条第10項の職務を行う者をいう。）、指導教諭、助教諭、講師、養護助教諭、<u>実習助手</u>、技術職員及びその他の職員を置くことがある。</p> <p>3 [略]</p> <p>(教務主任等の発令)</p> <p>第20条の7 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、農場長、舎監長及び分校主任（以下「教務主任等」という。）は当該学校の指導教諭又は教諭の中から、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、舎監は当該学校の指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、講師（常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、養護助教諭又は<u>実習助手</u>の中から、教育委員会が命ずる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(出席停止)</p> <p>第46条 校長は、<u>伝染病</u>にかかり若しくは<u>そのおそれある</u>生徒に対しては、その出席停止を命ずることができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第17条の2 [略]</p> <p>2 高等学校に、前項の職員のほか、教頭（学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条において準用する同法第37条第7項及び第8項の職務（同条第7項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。）を行う者をいう。）、主任指導教諭（同法第62条において準用する同法第37条第10項の職務を行う者をいう。）、指導教諭、助教諭、講師、養護助教諭、<u>実習教諭</u>（同法第60条第2項に規定する実習助手をいう。<u>以下同じ。</u>）、技術職員及びその他の職員を置くことがある。</p> <p>3 [略]</p> <p>(教務主任等の発令)</p> <p>第20条の7 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、農場長、舎監長及び分校主任（以下「教務主任等」という。）は当該学校の指導教諭又は教諭の中から、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、舎監は当該学校の指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、講師（常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、養護助教諭又は<u>実習教諭</u>の中から、教育委員会が命ずる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(出席停止)</p> <p>第46条 校長は、<u>感染症</u>にかかり、<u>又はそのおそれのある</u>生徒に対しては、その出席停止を命ずることができる。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。